



令和 6 年度 神奈川県たばこ対策推進検討会への報告書

健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ

令和 7 年 2 月

目次

- 1 施設対応の状況
- 2 高校生向け喫煙防止教育動画
- 3 リーフレット等の作成・改訂
- 4 SNSを活用した広報
- 5 たばこ対策協力企業認定制度
- 6 健康経営企業への情報発信
- 7 その他の取組

1 施設対応の状況

1 施設対応の状況 ①

＜普及啓発としての戸別訪問の状況（R6.10末時点）＞ 319件

※普及啓発としての実施は各保健福祉事務所等の任意としている。5か所中4か所が実施。

＜通報を受けた場合の対応状況（R6.12末時点）＞ 通報件数 32件

戸別訪問（初回訪問） 27件

違反あり 18件（訪問時改善済 11件、訪問時未改善 7件）

違反なし 9件

※立入調査・勧告・命令・罰則の適用に至った事例はなし

＜主な違反内容＞ ※普及啓発としての戸別訪問時に判明した件数を含む

①（法）**配慮義務違反（疑いを含む）** 16件

②（法）喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置禁止 6件

③（法）喫煙可能室の届出 2件 / 喫煙禁止場所における喫煙 2件

通報があった場合は、原則、現地訪問して事実確認し、未改善の違反が認められた場合は指導を行い、改善を確認していきます。

通報者への制度説明（違反ではない）により対応が終了する場合もあるため、通報件数と訪問件数は一致しません。

1 施設対応の状況 ②

配慮義務（健康増進法第27条）違反は、違反かどうかの認定が難しく、現行法では罰則もないため、各自治体とも対応に苦慮していますが、各種媒体において普及啓発を行っています。

受動喫煙を生じさせることのないよう。

周囲の方への「**配慮**」をお願いします！

誰でも

喫煙をすることができる場所であっても、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮する義務があります。（健康増進法第27条第1項）



管理権原者

喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせない場所とするよう配慮する義務があります。（同法第27条第2項）



令和2年4月1日 改正健康増進法全面施行

屋外でもたばこを吸う時は周囲への配慮が必要です



（受動喫煙防止キャンペーンにおけるポスター）

（施設管理者向け「受動喫煙対策ハンドブック」（R6.2）より）

2 高校生向け喫煙防止教育動画

2 高校生向け喫煙防止教育動画 ①

経緯 目的

感染症の影響により、県内各学校を対象に実施している喫煙防止教育に係る講師派遣が思うように実施できなかったことを踏まえ、今後同様の状況となった場合でも、**喫煙防止教育を継続できるようにすること**、また、各学校や保健福祉事務所等の事務負担の軽減を図るため、喫煙防止教育動画を作成し、令和6年4月より運用を開始した。

内容

学習指導要領に沿って、主に以下の内容で構成。

- 喫煙及び受動喫煙による健康影響（がんのリスク、依存症等、特に10代で喫煙を開始することのリスクを強調）
- 法の説明（健康増進法による20歳未満立入の規制、表示等）
- たばこにおける世界や日本の状況（パッケージや規制等）
- たばこに誘われた際の断り方

※高校生向けとしているが中学生でも分かりやすい内容としている。

- 時間：30分程度
- 動画の振り返りを目的とした**Q&Aを作成**し、県ホームページ上の動画掲載ページに回答解説と合わせて掲載

運用方法

- 県ホームページ上に掲載（県YouTube公式チャンネル「かなチャンTVサブチャンネル」で公開）し、**いつでも閲覧可能**。
- 講師派遣の希望照会時に併せて、動画の利用を各学校へ案内。

2 高校生向け喫煙防止教育動画 ②

今後について

- **動画**の運用と併せて、引き続き、**講師派遣**も希望に応じて実施（保健福祉事務所等）。
- 講師派遣の希望照会時に、動画に対する意見を募集し、必要に応じて修正・更新を行う。



掲載場所 「若年層・妊産婦喫煙防止」

動画URL <https://www.youtube.com/watch?v=-zCenTA3fPs>

出張講義

令和6年11月26日 神奈川県立よこはま看護専門学校にて60分程度の講義を実施

(がん・疾病対策課)

動画の内容に看護の専門学生（20歳前後）に関心がありそうな以下の内容を加えて講義。

- 看護職と喫煙率について
- 加熱式タバコと電子タバコの違いを強調
- 喫煙を続けることでかかる費用や時間
- 禁煙外来について

(講義後アンケート結果)

- ・ たばこの害について理解が得られたとの回答が大半。
- ・ 受動喫煙を受けたことのある場所では、「路上」が最も多く、「アルバイト先」や「家庭」も多かった。
- ・ 喫煙場所の有無で、店を選んでいるかという問いには、半数以上が「気にしていない」と回答。

3 リーフレット等の作成・改訂

3 リーフレット等の作成・改訂 ①

「禁煙外来を受診しましょう」～「確実に」禁煙するなら禁煙外来へ～

【作成の趣旨】

- 喫煙をやめたいと思っている方やその家族等に、**より効果のある方法**として、禁煙外来の受診を勧める。
- 喫煙をやめられないのは**意思が弱いからではなく**、ニコチンによる依存の問題であり、**治療により克服できる**ことを知ってもらう。
- 喫煙に費やしている**費用や時間を意識**してもらう。

【内容】

- ・たばこの依存性、健康影響
- ・たばこをやめることで失わなくなるもの（寿命・お金・時間）
- ・禁煙外来・禁煙治療とは
- ・健康保険適用の条件
- ・禁煙治療実施医療機関の案内

県内医療機関ほか市町村等の関係機関に配布。
追加送付の依頼を多くいただいています！

Kanagawa Prefectural Government

たばこをやめることで
あなたが失わなくなるもの

1 寿命 約10年
喫煙を続けると寿命が約10年も短くなります。
1本の喫煙で5分30秒寿命が短くなる。1日10本吸うと、1日53分寿命が短くなる。また、発がんリスクにより身の周りの人の健康にも悪影響があります。

2 年間 219,000円
たばこにどれくらいのお金をかけていますか？
1日10本吸うと、年間600円×365日＝219,000円
(今後値上げが予定されます)
たばこをやめることで、これだけの金額が浮きます。
このお金をあなたの好きなことや
大切にしていることに使ってみませんか？

3 年間 486時間
たばこを吸うのにどれくらい時間をかけていますか？
1日10本（20本）、1本の喫煙に4分かかるとすると、
1日40分×365日＝146時間（約20日）
この時間をほかに使っていませんか？

健康な毎日を送り、
お金や時間を
たばこ以外の楽しみに
使ってみませんか？

まずは禁煙外来を
受診しましょう

神奈川県内の
禁煙治療実施医療機関

全国禁煙外来・
禁煙クリニック一覧

かながわ卒煙塾も
あなたの卒煙をサポートします

「かながわ卒煙塾」とは、公認禁煙指導員かながわ健康財団
と県が協同で行う禁煙支援事業で、専門の指導員による
電話、グループワークやフォローメールを通じて、一人ひとりに
応じた卒煙方法を伝授し、3か月で卒煙を目指します。

かながわ卒煙塾
（かながわ健康財団）

かながわのたばこ 検索

お問い合わせ
神奈川県 健康医療部 保健医療課 がん・疾病対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話：045-210-5025

神奈川県 健康医療部 保健医療課 がん・疾病対策課

3 リーフレット等の作成・改訂 ②

「飲食店のみなさまへ」

【作成の趣旨】

飲食店を利用する方や従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、特に大切なルールについてチラシにまとめました。

【内容】

- ① 屋内禁煙（原則）
- ② 加熱式たばこ、水たばこも規制対象
- ③ 20歳未満の人（従業員を含む）を喫煙区域に立ち入らせてはならない
- ④ 配慮義務（喫煙可能な場所でも）
- ⑤ 要件を満たしていない自称「喫煙目的店」は違法

各保健福祉事務所、市町村、神奈川県食品衛生協会等の協力をいただき、**飲食店への指導や食品衛生責任者講習会等の機会に配布・活用**しています！

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県

飲食店のみなさまへ

飲食店を利用される方や従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、守っていただくルールがあります

ルール① 屋内は禁煙です！

屋内は原則禁煙です。喫煙スペースを設ける場合、一般的な飲食店において設置できる喫煙室は2種類です。喫煙室は法の技術的要件を満たす必要があります。

	喫煙室入口	店入口
喫煙専用室	喫煙のみ 喫煙しながら飲食不可 店内の一部に設置可	喫煙専用室 喫煙専用室あり Designated smoking room available
加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式たばこ専用喫煙室 喫煙しながら飲食可 店内の一部に設置可 (全部は不可)	加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available

「喫煙可能室」(喫煙しながら飲食可)は、次のすべての要件を満たした場合のみ設置できる例外的措置です。

- ▶ 2020年(令和2年)4月1日時点で現に営業している店舗
- ▶ 中小企業(資本金の額または出資の総額が5,000万円以下)または個人経営
- ▶ 客席部分の面積が100㎡以下

これらから営業開始する場合は設置不可

ルール② 加熱式たばこ・水たばこも規制対象です！

紙巻きたばこだけでなく、近年利用者が増加している加熱式たばこ(アイコス・グローなど)や、水たばこ(シーシャ)も受動喫煙防止の規制対象です。

ルール③ 20歳未満の人(従業員・アルバイトを含む)を喫煙区域に立ち入らせてはだめ！

発育途上にある若い人は、たばこによる健康への悪影響を受けやすく、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。利用者、従業員等問わず、20歳未満の人を喫煙区域に立ち入らせてはいけません。

ルール④ 配慮義務を忘れずに！

飲食店の屋外など、喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務があります。店舗の出入口付近などで望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、店舗前に「**喫煙しない(敷去る)**」ことや、店舗前で喫煙しないよう注意書きを掲示するなどの対応をお願いします。近隣の方や通行人の方とのトラブルを防止するためにも、屋外についても配慮をお願いします。

ルール⑤ 要件を満たしていない自称「喫煙目的店」は違法です！

公衆喫煙所・たばこ販売店以外で、喫煙目的室を設置できるのは、喫煙を主目的とするバー、スナック等です。**一般的な飲食店の多くは喫煙目的店には該当しません。**設置要件を満たさない自称「喫煙目的店」は違法です！

<喫煙目的店の要件>

- 主食(米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類、ピザ、お好み焼きなど)を自前で調理して提供していないこと(ランチ営業での主食提供を除く)
- たばこの対面販売をしていること(自販機不可)

<要件を満たしていない場合はどうすれば？>

「禁煙にする」or「喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を作る」

神奈川県 厚生労働部 神奈川県健康医療局保健医療部

がん・疾病対策課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL 045-210-5025

令和6年1月発行

3 リーフレット等の作成・改訂 ③

赤ちゃんのための卒煙(禁煙)を応援します

(旧：ママと家族の卒煙(禁煙)を応援します)

【改訂の趣旨】

夫婦で喫煙をしている場合、**妊産婦が卒煙しようと努力しても、夫が喫煙するため**、家にたばこがあり、においがしてやめられないといった課題がある。

妊産婦の卒煙には、家庭をたばこのない環境とすることが重要であり、受動喫煙防止の観点からも、家族全員に卒煙を促す。

【改訂内容】

- 妊産婦である「ママ」だけでなく、**父親やその他家族も対象**とし、**家族全員に卒煙を促す**内容とする。
- 加熱式たばこも危険であることを記載。
- 卒煙の手段として、医療機関（禁煙外来）の受診をより強調。



3 リーフレット等の作成・改訂 ④

そのほかにも各種リーフレット等を作成し、普及啓発を行っています。



小学生向け

「知っている？ たばこのこと」
(R5.7)



中高生向け

「たばこ ためしに吸ってみようかな…」
(R5.7)



大学生向け

「私たちは吸わない」
(R5.7)



施設管理者向け

「受動喫煙対策ハンドブック」
(R6.2)

各種リーフレット類は、原則2年に一度改訂する予定です。

【令和7年度改訂予定】

小学生向け、中高生向け、大学生向け

Kanagawa Prefectural Government

パンフレット・リーフレット（県HP）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f6955/p23054.html>



4 SNSを活用した広報

4 SNSを活用した広報

【がん・疾病対策課公式SNSアカウントについて】

X (旧Twitter) 当課公式アカウントの運用開始（令和6年11月）
たばこ対策関係は、受動防止キャンペーンに係る内容を初投稿。
今後もSNSを積極的に活用して情報発信をしていきます！

【SNS活用実績】（2025年1月末時点 課公式SNS以外を含む）

キンタロウ Facebook X (旧Twitter)	5月	卒煙塾の開催
学生ポータル	7月	大学生向け喫煙防止啓発
ミビョーマンSNS	5月	世界禁煙デー・禁煙週間
がん・疾病対策課 X (旧Twitter)	11月 12月 1月	受動喫煙防止キャンペーン 忘年会での喫煙・受動喫煙防止（大学生・成人向け） 禁煙治療について



【参考】課公式X 12月の投稿

5 たばこ対策協力企業認定制度

5 たばこ対策協力企業認定制度 ①

たばこ対策協力 企業認定制度とは

禁煙などのたばこ対策に組織的かつ積極的に取り組んでいる企業・団体からの申請を受け、県が認定し、県HPにおいて紹介しているが、認定数が伸び悩み。

各企業が自由に記載して
アピールできるように！

課題①

県HPで企業名と簡単な取組紹介にとどまり、
認定による企業側のメリットが乏しい。

トップページも見やすく、
目に留まりやすく。

企業・団体が**メリット**を感じられるよう、
各企業が具体的な取組を県
HPで**アピール**できるように
県ホームページを刷新！

企業ロゴを入れ、
企業HPへのリンクも。



神奈川県たばこ対策協力企業認定制度

神奈川県たばこ対策協力企業認定制度の案内

1. 神奈川県たばこ対策協力企業の取組 / 2. 認定企業・団体一覧 / 3. たばこ対策協力企業認定制度とは / 4. 応募方法、認定までの流れ / 5. その他

神奈川県では、たばこ対策に積極的に取り組む企業・団体等の皆さんを「たばこ対策協力企業」として認定する取組を行っています。

1 神奈川県たばこ対策協力企業の取組

たばこ対策協力企業の取組を紹介します！

神奈川県立病院薬剤師会 「禁煙剤自身の禁煙推進、喫煙による健康への影響を県民へ啓発」	株式会社タシロ 「製造業は喫煙者が多く、たばこの臭いも気になる。そんなイメージを払拭します！」
株式会社東海エンジニアリング 「禁煙をみんなの常識に、吸わない人の数を広げたいです！」	医療法人社団カワセ 「ファイルを使って喫煙について患者教育をしています！」
昭和安田生命保険相互会社平塚支社 「県民への取組を進めています！」	

クリック

株式会社タシロ

令和6年7月29日作成

製造業は喫煙者が多く、たばこの臭いも気になる。そんなイメージを払拭します！

【こんな取組をしています!!】

工場の近隣のボイ捨てで煙草を掃除しています。また会社の周囲にボイ捨てたばこの有罪性を記載したポスターを掲示しています。以前は会社の駐車場等敷地内も含め近隣住民が喫煙をしてボイ捨てをする状態に悩まされていましたが、ポスターや清掃活動によりボイ捨てたばこのゴミは大幅に減りました。

【どうして取組を進めるの??】

業界のイメージが悪いと職業選択肢に入りません。弊社の工場の周囲は小学生の通学路に指定されています。しかし、小学生のときから工業のイメージが「喫煙者が多くて、たばこの臭いが気になる」と思われてしまえば、就業の選択肢に入らなくなってしまう可能性があります。タシロの社員が捨てたタバコではないですが、工場とたばこのイメージが結びつかないように業界イメージが悪くならないよう清掃を行っています。

【成果と今後について】

喫煙者自身にタバコのボイ捨てが違法行為であることを認識してもらうことが大切だと思います。ボイ捨てたばこの有罪性を記載したポスターの効果は出ているので今後もポスター掲示や清掃を継続します。

株式会社タシロ
電話 0463-31-7118
ホームページ <http://www.tasiro.co.jp/>

(掲載例)

5 たばこ対策協力企業認定制度 ②

課題②

認定要件が多い



要件・手続を緩和し、
より申請しやすくしました！

- ・たばこ対策の「体制」まで整備していなくても、担当がいればOK
- ・たばこ対策の取組や計画は、対外的に「公表」していなくても、あればOK
- ・申請時に「誓約書」不要。

課題③

周知が不十分



効果（申請数↑）が見込まれる周知先に周知します！

- ・神奈川県保険者協議会にて周知
- ・県内の健康経営に取り組む企業をサポートする「CHO構想推進事業所登録制度」に参加している企業（800社以上）に周知

課題④

認定後の企業等と関係性が希薄



取組事例の新規作成・更新や、受動喫煙防止キャンペーン等の際に定期的に連絡をとり、
継続的な関係を築く。

- ・「認定して終わり」にしない！
- ・積極的に意見を聴取し、施策の検討に反映していく。

6 健康経営企業への情報発信

6 健康経営企業への情報発信

目的

健康経営に関心を持つ企業（※）に対し、禁煙・卒煙に役立つ情報を発信し（メルマガにて発信）、喫煙率の低下及び受動喫煙防止を目指す。

年間 予定

- 卒煙サポートセミナーの開催周知・募集（4月・10月）
- たばこ対策協力企業認定制度の周知・募集（4月・10月）
- 世界禁煙デー・禁煙週間の周知（5月）
- 受動喫煙防止キャンペーンの周知（11月）
- 禁煙治療実施医療機関の案内（2月）
- 卒煙サポートリーフレットの配布（随時）

健康経営企業の所管部署と連携して実施。ほしい情報・行ってほしい支援として、「禁煙対策」との声をいただきました。

※県内の健康経営に取り組む企業をサポートする「CHO構想推進事業所登録制度」に参加している企業（令和6年12月時点で815社）

7 その他の取組

7 その他の取組 ①

観光情報誌に 受動喫煙防止広告を掲載

STOP! 望まない受動喫煙

- ✓ 屋内の観光施設では原則禁煙となることが健康増進法で規定されています(ただし喫煙専用室などは除きます)。
- ✓ 喫煙専用室などへは20歳未満の人は立ち入ることができません。保護者が一緒にいる未成年の場合でも同様です。
- ✓ 屋外で喫煙する場合であっても、子どもなどが多く利用する場所については、望まない受動喫煙が生じることがないように配慮しなければなりません。

ルールを守った喫煙で観光を楽しみましょう!

神奈川県健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課
☎ 045-210-5025 (直) [かながわのたばこQ](#) 



- ・年4回発行される観光情報誌「旅うらら」2種（鎌倉・湘南版、小田原・箱根版）に掲載。
（年間計8回／153万部／1,500箇所配布）
- ・電子ブックにも掲載しています。
- ・令和7年度は英語版への掲載も予定しています！

受動喫煙防止キャンペーン（11月）



11月の肺がん啓発月間に合わせてキャンペーンを実施。
関係各所でのポスター掲示（県機関、市町村、関係機関、協力企業等）

ポスター掲示の他、
バス車内広告、YouTube
動画広告も実施。

（厚労省と神奈川県のコラボポスター）

7 その他の取組 ②

小学生向けリーフを 県内すべての小学生6年生に配布



公立、私立等を問わず、
県内すべての小学校に
送付。

目の不自由な児童のため
に点字版も作成。

卒煙サポートに携わる人材育成

- ・企業、団体、行政機関等の健康相談・指導担当者向けに「卒煙サポートセミナー」を開催。
- ・募集方法を改善し、参加者は昨年度から倍増。

・事後アンケートでは、「実技が多く、実際の業務に直接活かせる」「実際に翌日の保健指導で実践し、対象者が自己開示してくれて、大きな変化を感じることができた」など、大変好評でした!

7 その他の取組 ③

喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクール

小中学生から応募を募り、特賞作品は三浦市内各所にて展示するほか、県ホームページに掲載しています。
(鎌倉保健福祉事務所三崎センターにて実施)



(R6特賞作品)



(R6入賞作品)



(R6入賞作品)